

公売の仕組みと参加方法

第1 はじめに

「公売」は、滞納者から自主的な納税が行われない場合、やむを得ず差押財産を強制的に売却し、その代金を滞納となっている市税に充当する処分を言います。公売には、希望価格を入札書により提出してもらう「入札」と、口頭により買受価格をせり上げていく「せり売り」の二つの方法があり、原則としてどなたでも参加することができます。

なお、公売に参加される場合は手続などについて、長岡市財務部収納課にお問合せください。

第2 入札の参加方法

1 入札当日に必要なもの

期日入札の場合には、入札当日に次に掲げるものをお持ちください。

① 公売保証金(公売公告に記載)

入札に当たって公売保証金を必要な財産に入札する場合、保証金の金額に相当する現金又は金融機関振出しの小切手を用意してください。

② 身分に関する証明

本人確認のため、おいでになる方(代理人が入札手続を行う場合には、代理人本人)の運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。

法人代表者の場合には、商業登記簿に係る登記事項証明書等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

③ 委任状

代理人が入札手続を行う場合には、委任状を用意してください。

なお、法人の代表権限を有しない方(従業員など)がその法人の入札手続を行う場合にも、代理権限を証する委任状が必要です。

④ 印章(スタンプ式のもの不可)

入札者が個人の場合には本人の印章(認印で可)、法人の場合には代表者の印章。

なお、代理人が入札する場合において、代理人が個人の場合は代理人の印章(認印で可)、法人の場合は代理人である法人の代表者の印章が必要です。

⑤ 陳述書

入札しようとする財産が不動産である場合には陳述書の提出が必要です。

⑥ 買受適格証明書

入札しようとする財産が農地である場合には買受適格証明書の提出が必要です。

2 入札

公売保証金を納めていただき、「入札人心得書」を熟読いただきます。公売保証金が必要な財産を入札する場合、公売保証金を納めていただかないと入札には参加できません。

① 入札書の提出

所定の入札書に必要な事項について記載の上提出してください。

なお、入札書は訂正、抹消はできませんので、書き損じたときは新たな入札書を使用してください。

② 入札書の提出に当たっての留意事項

一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

代理人が入札手続を行う場合には、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。

第3 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定（売却）

開札は、公売公告に記載された期日(時間)及び場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

① 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、開札日において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

② 再度入札

開札の結果入札者がいない場合、又は入札価格が見積価格に達しないときは、再度入札をすることがあります。

③ 追加入札

開札の結果、最高の価額の入札者が2人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

④ 次順位買受申込者の決定

国税徴収法第 104 条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

なお、次順位買受申込者が 2 人以上あるときは、くじで決定します。

⑤ 決定公告

公売財産が不動産等の場合には、最高価申込者、次順位買受申込者の氏名その他の事項を公告することとなります。

第 4 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

第 5 売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に示した納期限までに買受代金を納めてください。

なお、最高価申込者への売却決定の取消し等があった場合は、次順位買受申込者に売却決定を行います。